第２号様式

第　　　　号

補助金交付決定通知書

社会福祉法人

代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった　　　　　　　　　　　に対する補助金については、下記のとおり交付する。

　　年　　月　　日

東京都北区長　　　　　　　　印

記

　１　金　　額　　　金　　　　　　　　　　　円

　２　条　　件　　　（別紙のとおり）

　補助条件

　この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 承認事項

次のア、イ又はウの一に該当するときは、事業計画変更（廃止）承認申

請書（第４号様式）により、あらかじめ区長の承認を受けなければならな

い。

ア　補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ　補助事業の内容のうち、次の各号のいずれかを変更しようとするとき。

(ｱ) 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微

な変更を除く。）

(ｲ) 建物等の用途

(ｳ) 入所定員及び利用定員

(ｴ) 工事の内容

　　　　　 ・工期変更を伴う工事

・工法及び位置の変更を伴う工事

　　ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由、遂行の見通し等を速やかに書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長に承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

　(4) 財産の管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の

完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

　(5) 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、そ

の収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

　(6) 関係書類の整理保管

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支

出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業に係る支払領収書については、支払い完了後速やかに提示すること。

(7) 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉

書等寄付金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは

日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(8) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(9) 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。

(10) 契約手続の取扱い

補助事業を行うために締結する契約については、東京都が定める老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準に準じて行うこと。

(11) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(12) 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(13) 状況報告

補助事業の進捗状況について、定期に報告しなければならない。また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

(14) 補助事業の遂行命令

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命じることがある。この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

(15) 実績報告

補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しない状態で補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから１０日以内に、下記に掲げる報告書を提出しなければならない。

　　ア　事業実績報告書

　　イ　収支計算書

　　ウ　その他区長が必要と認める事項

(16) 補助金の額の確定

交付すべき補助金の額は、(15)の実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知する。

(17) 是正のための措置

(16)の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。この命令により必要な処置をした場合においても、(15)の実績報告を行わなければならない。

(18) 決定の取消し

　　ア　次の(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)の一に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(ｱ) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(ｲ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ｳ) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令又は要綱に基づく命令に違反したとき。

　　イ　アの規定は、(16)により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(19) 補助金の返還

ア　(18)により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

　　イ　(16)により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

(20) 違約加算金

(18)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超える時は、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てる。）を納めなければならない。

(21) 延滞金

　　 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しな

かったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は切り捨てる。）を納付しなければならない。

(22) 他の補助金の一時停止

　　　 補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又

は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。